

バス・乗合タクシーって便利だね！

【第2回】



高島市にはたくさんバスや乗合タクシーが走っています。今回は便利なバスの利用制度を説明するよ！

※第1回は広報たかしま11月号に掲載しています。

① 乗り継ぎ乗車制度

1回に限り、乗継運賃が無料になる制度だよ。バスから次のバスに乗り継ぐ時はバスの乗務員に「次のバスに乗り継ぎます。」って伝えると乗継券をもらえるんだ。バスから乗合タクシーでも乗り継ぎはできるのでこれは便利だね！ただ、朽木線、若江線への乗り継ぎは利用促進券が必要になるので、利用促進券を持っていない方は、市役所（交通政策課または支所）に事前申請が必要なんだ。他にもいろんなケースがあるので、分からないことは交通政策課に聞いてね。

② フリー乗降制度

バスや乗合タクシーはバス停で停車するけど、バス停からバス停の間であっても停まってくれる制度だよ。

バス停まで少し距離があってもバスなどが走る道路に出れば停まってくれるので、すごく便利な制度だね。

ただ、国道や県道といった交通量が多い道路では停まることのできないから注意してね。市のホームページにも路線図、時刻表、運賃、各種制度を掲載しているのを見てね。



バス・乗合タクシーって、すごく便利になってるんだね。みんなもバスに乗ってね！



交通政策課 ☎(22) 0058

「支え合う 住みよい社会 地域から」

民生委員・児童委員とご相談ください

民生委員制度が創設されて100年が経過しました。新たなスローガンのもと、各地域で民生委員・児童委員が活動されています。

民生委員・児童委員は、地域住民の代表として推薦され、厚生労働大臣から委嘱された委員であり、支え合える地域づくりを進めるには、皆さんのご理解とご協力、区や自治会、自主防災組織との連携が必要です。

委員で組織する市内6つの民生委員児童委員協議会(単位民児協)では、毎月定例会を開催し、委員活動の方針の話し合いや研修を行っています。活動内容について、広報紙を作成してお配りしていますので、お手元に届きましたらぜひご覧ください。

永年にわたり民生委員・児童委員として社会福祉の向上に貢献されたことに対し、次の方々が平成

29年度全国民生委員児童委員連合会会長表彰を受賞されました。

永年勤続民生委員・児童委員表彰
(平成28年11月30日現在で、委員
在任期間が10年以上17年未満の方)

- 小多 明さん
- 藤原 一磨さん
- 近藤 喜造さん
- 野崎 律子さん
- 松井 小百合さん
- 小川 美紗子さん
- 岡田 晶子さん
- 中川 昌光さん
- 賀末 千代美さん



民生委員・児童委員は、あなたの思いに寄り添い、生活上の心配事や困り事、子育ての不安などの相談をお受けし、解決に向けて適切な機関へつないでいます。

各地域担当の民生委員の連絡先については、社会福祉課または各支所へお問い合わせください。

社会福祉課 ☎(25) 8120

ポイント 税の申告受付の待ち時間を利用して、マイナンバーカードを作ろう！

マイナンバーカードの交付申請をご希望される場合は、市民課窓口へマイナンバーカード交付申請書（QRコードまたはID掲載のもの）を持ってきてください。※交付申請書がない場合は、本人確認書類（運転免許証など）を持ってきてください。なお、写真撮影も受付時に行うことができます。

このカードがあれば、コンビニで住民票や所得証明書などを取得することができます。この機会にマイナンバーカードの交付申請をしましょう。

▼受付時間 月曜日～金曜日
8時30分～17時15分

▼受付場所 市役所市民課
市民課 ☎(25) 8018



所得税等の申告

▼申告が必要な方

- 平成29年中の所得の合計が、基礎控除、配偶者控除、扶養控除などの所得控除の合計額を超える方
 - 給与所得がある方で次のいずれかに該当する方
 - ①給与収入金額が2,000万円を超える。
 - ②給与を1か所から受けていて、各種の所得金額（給与所得、退職所得を除く）の合計額が20万円を超える。
 - ③給与を2か所以上から受けていて、年末調整をされなかった給与の収入金額と、各種の所得金額（給与所得、退職所得を除く）との合計額が20万円を超える。
- ※①～③以外の方にも、申告が必要な場合があります。
- 公的年金受給の方で、次のいずれかに該当する方
 - ①公的年金の収入が400万円を超える。
 - ②公的年金以外での所得が20万円を超える。
- ※①②以外の方で、医療費控除等により所得税の還付を受ける方
所得税の還付申告をされる方は、預金通帳口座番号（申請者名義のもの）が必要となります。

▼譲渡所得の確定申告

土地、建物、株式、金地金等の資産を売却した際に、譲渡益が生じている場合には、譲渡所得として所得税の課税対象となります。また、平成27・28年分の確定申告で「上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除の特例」の適用を受けるための手続きをされている方は、平成29年中に株式等の譲渡がなかった場合でも、平成29年分の確定申告書の提出が必要です。

給与所得者の還付申告などの簡易な申告は、市役所でも受け付けています。

ただし、次に該当する方は今津税務署で申告してください。

- ・（特定増改築等）住宅借入金等特別控除を受ける方
- ・土地や株などの譲渡所得がある方
- ・初めて事業所得の申告をされる方
- ・青色申告をされる方
- ・その他、損失の繰越控除など複雑な申告をされる方

確定申告書を提出される場合は、納税者本人の本人確認書類（マイナンバーカード）の提示もしくは写しの添付が必要となります。マイナンバーカードをお持ちでない場合は、番号確認書類と身元確認書類の二種類が必要です。

▶農業収支の事前相談会

農業所得の収支内訳書を作成していただくための相談会を次の日程で開催します。また、申告期間中は大変混み合いますので、ぜひこの機会をご利用ください。

▼次のものをお持ちください。

- ①平成29年分収支内訳書の控え（内容ごとに集計し、収支内訳書の控えに下書きをしておいてください。）
- ②収支内訳書を作成するために集計した帳簿類
- ③平成28年分（前年分）収支内訳書の控え
- ④筆記用具、電卓

開催日	会場	受付時間
2月7日(木)	マキノ保健センター	9時～11時30分
	朽木保健センター	
2月8日(金)	安曇川ふれあいセンター	9時～11時30分 13時～15時
2月9日(土)	今津老人福祉センター	9時～11時30分
2月13日(水)	高島支所	9時～11時30分 13時～15時
2月14日(木)	市役所本庁	9時～11時30分

昨年から一部会場を変更していますのでご注意ください。

期限間際は混み合うのでお早めに

平成29年分 税の申告がはじまります

☎ 税務課 ☎(25) 8116 今津税務署 ☎(22) 2561

申告期間 **2月16日(金)～3月15日(木)** 土日を除く

平成30年度（平成29年分）の市民税・県民税の申告と平成29年分の所得税および復興特別所得税（以下併せて「所得税等」といいます。）の確定申告が始まります。

申告期間中の各会場の受付曜日は右の表のとおりです。ご都合の良い日、会場をご利用ください。

市民税・県民税、所得税等 **所得税等**

会場 **高島市役所** 会場 **今津税務署**

受付時間 **8時30分～16時** 受付時間 **9時～16時**

※市民税・県民税は市役所・支所等の会場のみ受付となります。

会場	曜日	月	火	水	木	金
市役所本庁		●	●	●	●	●
マキノ保健センター			●	●		
今津老人福祉センター		●			●	●
朽木保健センター			●	●		
安曇川ふれあいセンター		●			●	●
高島支所			●	●		
今津税務署		●	●	●	●	●

●印が受付日です。昨年一部会場、曜日を変更していますのでご注意ください。

市民税・県民税の申告

▼申告が必要な方

平成30年1月1日現在、高島市に居住されている方。ただし、次の方を除きます。

- ①所得税等の確定申告を提出した方
- ②前年中の所得が給与所得のみで、年末調整を済ませている方（勤務先から給与支払報告書のあった方に限ります。）

所得が少なくても申告が必要な場合があります

- ①公的年金等の収入金額が400万円以下であり、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合、その年分の所得税等の確定申告等は必要ありません。しかし、市民税・県民税の申告は必要になる場合がありますのでご注意ください。
- ②所得が全くない方でも、国民健康保険や後期高齢者医療保険などに加入されている方は申告が必要です。また、介護保険、福祉医療、高額医療の申請をされる方や国民年金の免除申請等をされる方についても申告が必要となる場合があります。
- ③所得証明が必要な方は、申告をされていないと発行ができません。

▼申告に必要なもの

- 申告書用紙（昨年申告された方は事前に郵送しています。）
- 印鑑
- 納税者本人の本人確認書類（マイナンバーカード）の提示または写しの添付（カードをお持ちでない方は、番号確認書類と身元確認書類の二種類を提示。）
- 給与所得者または公的年金の受給者
 - ➔ 源泉徴収票
- 生命保険料、国民年金保険料等の支払金額の証明書
- 国民健康保険税（料）等の納付金額の確認ができる資料
- 医療費控除を受けられる方
 - ➔ 医療費控除の明細書・自己負担額が記載された「医療費のお知らせ」もしくは、セルフメディケーション税制の明細書（事前に計算の上、作成をお願いします。）
- 事業所得者 ➔ 決算書（収支内訳書）
- その他（申告の内容により必要な書類があります。）

軽自動車税の減免申請手続きの変更



平成 29 年度に引き続き、平成 30 年度について軽自動車税の減免を受けようとする方は、4月上旬頃に送付する「現況報告書(右図)」を提出するだけで減免申請ができるように手続きを簡素化しました。

現況報告書は「はがき」になっていますので、必要事項を記載し、ポストへ投函するだけで、手続きが完了しますので、窓口にお越しいただく必要がなくなりました。

※障がいの程度や減免対象車両に変更がある場合、新たに減免を受けようとする場合は、従来どおり、必要書類を添えて減免申請書を提出する必要があります。

※対象となる障がいの範囲や車両、減免申請に必要な書類は、市のホームページをご覧ください。

税務課 ☎(25) 8116



減免を受けた軽自動車に係る現況報告書

【軽自動車標識番号：滋賀】
(平成 30 年 4 月 1 日現在でお答えください。)

この軽自動車について減免申請後、記載内容に変更はありますか？

1. 変更あり(該当事項全てに○もしくは記載してください。)

①身体障害者等本人が免許返納等により運転しなくなった。
②手帳を返納した。
あるいは、障害の程度が(級→ 級)に改善した。
③減免を受ける軽自動車を変更し、別の軽自動車【標識番号：滋賀 — —】で申請予定である。
④減免を受ける軽自動車を変更し、別の普通自動車申請予定である。
⑤上記以外に変更がある場合は、具体的に記入してください。 []

2. 変更なし(上記のどれにも該当なし)
※なお、手帳の再交付を受けて減免の印が押されていない方はお近くの各支所または本庁税務課にて押印してください。

平成 30 年 月 日
上記のとおり報告します。
氏名 ()
(電話 ())

今津税務署からのお知らせ

○所得税等・消費税の確定申告の納期限等

- 【所得税等】 納期限 …… 3月15日(木)
振替納付日 … 4月20日(金)
- 【消費税】 納期限 …… 4月2日(月)
振替納付日 … 4月25日(水)

○納付は金融機関でお願いします

税務署の納付窓口は大変混雑しますので、最寄りの金融機関での納付をお勧めします。

○ご注意ください。

今津税務署の申告書作成会場は、土曜日、日曜日を除く2月16日(金)から3月15日(木)の9時から16時まで開設します。〔作成済みの申告書等の提出〕および「用紙の交付」は、17時まで行っています。

申告書作成会場では16時まで申告相談の受付をしておりますが、混雑状況によっては早めに相談受付を終了させていただく場合もあります。

また、確定申告期間の前半と後半は、大変混雑しますので、比較的余裕のある2月下旬から3月初旬のご来場をお勧めします。

なお、開催期間中においても混雑が予想されますので、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」のご利用をお勧めします。

○納税証明書のオンライン請求の利用について

自宅などのパソコンやスマートフォン、タブレット端末などで作成した納税証明書請求データを e-tax でオンライン申請し、税務署の窓口で納税証明書を書面で受け取る方法です。

納税証明書をオンラインで事前に請求することで、税務署窓口において書面で請求するよりも、証明書発行までの待ち時間が短くなる上に、手数料も安くなりますので、ぜひご利用ください。

納税証明書の請求の際、納税証明書に係る本人確認のほか個人番号の確認を行っています。

また、代理人からの請求の場合にも、番号確認を行いますので、委任状のほか請求者本人の番号確認書類の写しの提出をお願いします。

交付済

- 申請に必要なもの
- ① 免税軽油使用者証(以前から免税証を受領している方)
 - ② 印鑑(認め印可。共同申請者は全員の印鑑)
 - ③ 前年度に免税証を受領している方は、消費状況を記入した「免税軽油の引取り等に係る報告書」
 - ④ 免税軽油を引き取った際の納品書等
 - ⑤ 今年耕作される田畑の面積を確認できる書類(昨年の水稲共済細目書等)
- ※手数料(460円)の納付が必要な方は申請時にその旨お伝えしますので、交付時に納付してください。

申請

- 「お急ぎください」
- ① 現在、3月31日までとなっている免税軽油制度は、3年間延長される予定です。ただし、これは「見込み」であり、法案が可決されない場合は、延長となりません。
 - ② 申請受付はどの会場でも手続きできます。できる限りこの機会に申請手続きをしてください。
 - ③ 国税または県税、市税の滞納処分を受け、滞納処分の日から2年を経過しない場合は、免税証の交付はできません。(共同申請の場合は構成員、法人の場合は役員に滞納処分を受けた方がいる場合に交付できません。)

▼ 交付時に必要なもの

印鑑・受付票

免税軽油制度の法案が可決された場合において、免税証の交付を4月以降に行います。具体的な日程は、申請時にご案内します。万が一、法案が可決しない場合は、交付できませんので、ご注意ください。

滋賀県西部県税事務所高島納税課(高島市役所本庁内)
☎(25) 8012

農業用軽油引取税免税証の申請受付を行います

農業に軽油を使用されている方を対象に、次の日程で「軽油引取税免税証」の申請受付と交付を行います。

申請日程

会場	受付日時
高島合同庁舎 (旧高島県事務所) (2階2-A会議室)	3月15日 困 9時30分～14時
安曇川公民館	3月16日 金 9時30分～15時
観光物産プラザ (新旭公民館)	3月19日 月 9時30分～14時
マキノ土に学ぶ里 研修センター	3月20日 火 9時30分～14時
朽木公民館	3月23日 金 11時～14時
観光物産プラザ (新旭公民館)	3月25日 日 10時～14時
高島支所	3月26日 月 9時30分～14時



4月1日以降使用分の免税証は3月1日(木)以降、西部県税事務所高島納税課の窓口で申請できますが、右記日程中(3月15日～26日)は、西部県税事務所窓口(高島市役所本庁内)では申請できません。

この期間を逃した場合は3月27日(火)以降に西部県税事務所窓口で申請してください。

3月から燃やせるごみの焼却処分は、 県外へ民間委託します

広報たかしま7月号でお知らせしましたとおり、高島市環境センターの焼却施設は、2月末をもって停止し、3月から新処理施設の建設までの間、燃やせるごみの処理については、民間処理業者に委託して県外で焼却処分することとなります。

なお、この変更に伴う、ごみの出し方や粗大ごみの直接搬入方法については、従来と変更ありません。

今まで以上にごみの減量・資源化にご協力をお願いします。詳しくは、ごみ減量対策課または、環境センターまでお問い合わせください。

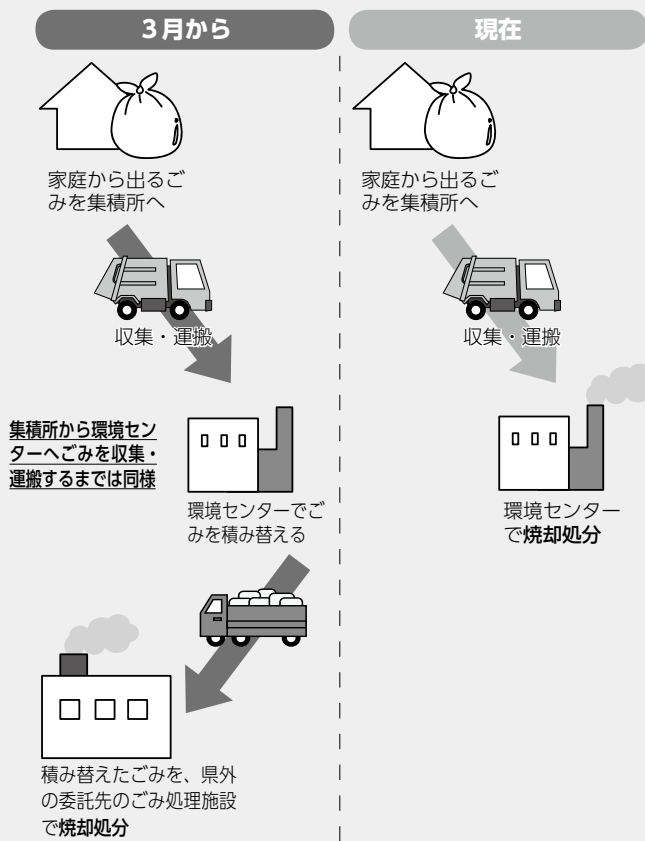
ごみ減量対策課

☎(25) 8123

環境センター

☎(24) 0031

◎燃やせるごみの処理フロー図



ごみ減量対策課
環境政策課

☎(25) 8123
☎(25) 8104

身近な環境広場

フードドライブを実施しました

フードドライブとは、家庭で余っている食品を持ち寄り、それらを福祉団体や福祉施設、フードバンクなどに寄付することです。

市内では12月3日(日)に試験的に実施し、3人の方からお米やお菓子など11品の寄付をいただきました。

集まった食品は、高島市社会福祉協議会とフードバンク滋賀に寄付を行い、生活困窮者の支援などに役立てられます。

今後、まだ食べられるのに捨てられる食品(食品ロス)を削減するための取り組みにご理解とご協力をお願いします。



【回収できる食品の条件】

- ・賞味期限が明記されており、それが1か月以上残っているもの
- ・未開封、未使用で包装や外装が破損していないもの
- ・生鮮食品以外のもの
- ・瓶詰の食品でないもの
- ・包装が外装を他のものに移し替えていないもの(米は除く)

環境センターでは、監視強化のため毎月1回、ダイオキシン類の測定をしています。今後も引き続き監視を行い、環境センターの適正運転に努めます。

測定日	測定結果	法基準値
平成29年 12月1日	0.24ng-TEQ/g	3ng-TEQ/g

「フードドライブって何だ?」

「家で食べ切れない食品を集めて、福祉団体やフードバンクなどに寄付する活動です。」

「食べ物を有効活用できるし、食品ロスの削減にもつながります。」

「今後、食品ロスを削減する取り組みを行う予定です。」

「環境センターでは、監視強化のため毎月1回、ダイオキシン類の測定をしています。今後も引き続き監視を行い、環境センターの適正運転に努めます。」